

●国際活動センターからのお知らせ

担当:外国情報部 山尾憲人

欧州統一特許制度 (Unitary Patent) について

欧州統一特許制度について、2012年12月末現在の情報に基づく同制度の概略を以下に示します。ただし、これは変更の可能性があるので充分ご留意下さい。

1. 創設に向けての経緯

欧州統一特許制度の創設については、1975年に署名されたが未発効である「共同体特許条約」等、過去約40年に亘り検討が続けられているが近年、実現に向けた動きが加速している。

2007年4月にEU委員会が"Enhancing the patent system in Europe"と題するコミュニケーションを発表し、2009年12月4日にEU競争力理事会において、EU特許裁判所の設置および欧州統一特許の概要についての合意がなされた。

その後、2010年7月1日に欧州委員会が英語、ドイツ語およびフランス語を審査手続き言語および登録された特許の公開の言語とする規則案を提案した。これについては、イタリアとスペインが強く反対した。また、2009年12月1日に発効したリスボン条約により改定されたEU運営条約(TFEU)第118条がEU理事会の全会一致が必要であることを規定していることから、統一特許制度制定の動きが停滞する懸念があった。

しかし、「強化された協力(Enhanced Cooperation)」の制度を利用して、一部の加盟国のみで欧州統一特許の枠組を創設する動きが始まった。

強化された協力は、リスボン条約によって改正されたEU条約(TEU)第20条およびEU運営条約(TFEU)第326条から第334条に規定されており、これにより、最低9カ国の参加が必要とされる。強化された協力の取り決めにより創設される統一特許制度は、参加する国でのみ相互的に有効とされる。2010年12月14日、欧州委員会は、12の加盟国(デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、スロベニア、スウェーデン、英国)の公式要請に従ってEU特許の枠組創設へ向けてEU理事会の決定を求める提案「統一的な特許保護の設立の分野における強化された協力を承認するEU理事会の決定を求める提案(Proposal for COUNCIL DECISION authorizing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection)」(COM(2010) 790 final)を提出した。その後、参加希望国は、イタリアとスペインを除く25カ国となり、2011年3月に欧州理事会により承認された。

2. 統一特許制度の概要

2-1. 統一特許の取得

(1)出願および審査

EPOに出願し、EPOが審査を行う。EPOにて特許査定後に欧州統一特許（対象国：EUメンバーのうちイタリア、スペインを除く25カ国）を選択する。

(2)言語

①出願言語はEU公用語のいずれかによって可。ただし、審査言語はEPCと同じ英語、フランス語およびドイツ語のいずれか。

②特許査定後は、クレームについては現在の欧州特許と同じく英語、フランス語およびドイツ語が必要。

移行期間中（機械翻訳技術の進展に応じて最長12年）は、明細書は英語+EUの別の公用語の1つ。フランス語とドイツ語によって付与された統一特許は英語に翻訳する必要がある。

[【参考】：EP特許では、ロンドン協定により、各国移行時に以下の国では少なくとも明細書についてはその国の言語の翻訳文を提出しなくても移行が可能（2012年11月現在）。フランス、ドイツ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、モナコ、スイス、英国、クロアチア、デンマーク、フィンランド、マケドニア（旧ユーゴスラビア共和国）、ハンガリー、アイスランド、ラトビア、リトアニア、オランダ、スウェーデン、スロベニア]

2-2. 統一特許裁判所

(1)専属管轄

欧州特許と欧州統一特許の両方について侵害訴訟と無効訴訟の両方に専属管轄権を有する（ただし、発効日後7年間の移行期間中は、欧州特許の侵害訴訟または無効訴訟を各国国内裁判所に提起可。）。

(2)一審裁判所

①ローカル局(local division)

- ・締約国はローカル局を設置可。締約国は過去3年間において開始された特許訴訟件数が100件/年毎に追加のローカル局を設けてよい。ただし、1つの締結国におけるローカル局の数は最大4箇所。
- ・裁判手続きの言語：当該国の公用語。また、ローカル局は、手続言語として欧州特許庁の公式言語の1つ以上を指定可。
- ・裁判官の構成：

過去3年間において開始された特許訴訟件数が50件/年未満の場合は、当該国の国籍を有する法律系判事1名+当該国の国籍を有せず案件毎に判事プールから指定される法律系判事2名。過去3年間において開始された特許訴訟件数が50件/年以上の場合は、当該国の国籍を有する法律系判事2名+当該国の国籍を有せず判事プールから

指定される法律系判事 1 名。

当事者の一方の要請またはローカル局の判断により、判事プールから技術系判事を追加することが可能。

②リージョン局(regional division)

- ・複数の締約国によりリージョン局を設置可。
- ・裁判手続きの言語：当該リージョン局を共有する締約国が指定した公用語。また、リージョン局は、手続言語として、欧州特許庁の公式言語の 1 つ以上を指定可。
- ・裁判官の構成：当該締約国の国籍を有する法律系判事 2 名 + 当該締約国の国籍を持たず、判事プールから指定される法律系判事 1 名。当事者の一方の要請またはリージョン局の判断により、判事プールから技術系判事を追加することが可能。

③中央局(central division)

- ・パリに設置。支部をロンドンとミュンヘンの 2 か所に設置し、ロンドンは国際特許分類の C セクション (医薬品を含む化学) および A セクション (生活必需品) を担当し、ミュンヘンは F セクション (機械工学) を担当する。
- ・裁判手続きの言語：特許を取得した言語
- ・裁判官の構成：異なる国籍を有する法律系判事 2 名 + 技術系判事 1 名

③管轄

侵害訴訟：

原則ローカル局およびリージョン局。締結国内に居所が無い場合等および両当事者が同意した場合は、中央局でも可。

侵害訴訟の反訴としての無効訴訟(counterclaims for revocation of patents)：

該当するローカル局またはリージョン局は、以下のいずれかを選択可。

- (a) 第一審裁判所の長官に技術系判事の割り当てを要請し、侵害訴訟と反訴の無効訴訟の両方を進める。
- (b) 中央部に反訴を付託し、侵害訴訟を停止又は続行する。
- (c) 当事者の同意を得て、中央部に事件を付託する。

無効訴訟および非侵害確認訴訟：

中央局。確認訴訟が中央局に提起された場合、同一の特許および同一の当事者間の侵害訴訟は、どのローカル局もしくはリージョン局に提起されてもよく、また中央部に提起されてもよい。

(3)控訴裁判所

- ・場所：ルクセンブルグ
- ・手続き言語：一審の審理で用いられた言語 (双方の当事者が同意した場合は特許を取得

した言語でも可)

- ・ 裁判官の構成：異なる国籍を有する法律系判事 3 名 + 技術系判事 2 名
- ・ 欧州司法裁判所（CJEU）への付託が可能となると思われる。欧州司法裁判所の決定は統一特許裁判所に対して拘束力を有する。

以上